

## 荘銀投信ダイレクト取引規定

### (このサービスの内容)

**第 1 条** 投信ダイレクト取引サービスとは、お客さまがパーソナルコンピュータおよびスマートフォン（以下「端末」といいます。）を通じてインターネットにより投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）に関わる買付、解約等、ならびに定時定額購入サービスに関わる申込み、解除等の取引（以下「取引」といいます。）の手続きを行うサービスをいいます。

### (利用対象者)

**第 2 条** このサービスの利用対象は、次の各号の条件を満たすお客さまとします。

- ② 日本国内に居住する個人のお客さま
- ②このサービスのお申込み時点で満18歳以上75歳未満のお客さま
- ③当行に普通預金口座（総合口座）をお持ちのお客さま
- ④当行に振替決済口座をお持ちのお客さま
- ⑤Eメールアドレスをお持ちのお客さま
- ⑥電子交付サービスをご利用できるお客さま
- ⑦当行がこのサービスの利用が適当であると認めたお客さま

### (利用時間)

**第 3 条** このサービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。ただし、当行は、取扱時間をお客さまに通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は取引により異なる場合があります。

**2** 前項の時間内にかかわらず、システムのメンテナンスやシステム障害の発生により、ご利用時間中であってもお客さまに通知することなく、このサービスの全部または一部のご利用を一時停止または中止することがあります。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。

### (利用限度額)

**第 4 条** このサービスの利用限度額は、お客さまの指定預金口座の残高を上限とします。利用限度を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。また、1日当たりの利用限度額が1億円を上限とします。なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、買付金額の引落しの結果、お客さまの指定預金口座が貸越となる場合は引落しを行わないものとします。

**2** 指定預金口座から引落しについては、普通預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、指定預金口座から引き落とすものとします。

### (本人確認)

**第 5 条** 当行は、お客さまがこのサービスを申し込むことにより、お客さまご本人を確認するための「ログインID」と「初期パスワード」を記載した「インターネット投資信託パスワード発行のお知らせ」をお送りします。

**2** 初回ログインに際して、それ以降お客さまご本人であることを確認するための「パスワード」を端末の画面から変更するものとします。

**3** このサービスでは、当行に登録されている「ログインID」および「パスワード」（以下、「本人確認情報」といいます。）とお客さまが端末の画面上に入力した本人確認情報の内容の一致により、次の各号の事項が確認できたものとして取扱います。

- ①お客さまの有効な意思による申込みであること。
- ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

### (本人確認情報の管理)

**第 6 条** 本人確認情報は、お客さま自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示、譲渡および貸与をしないものとします。

**2** 当行は、いかなる名目であってもこのサービスの本人確認情報を聴取等することはありません。また、公的機関を名乗る者による照会であっても、その正当性を確認した上で、お客さま自身の責任において回答される必要があります。

**3** パスワードは、生年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定をさけ、お客さまは、秘密保持の観点から一定期間毎ま

たは不定期に更新するものとします。

**4** 本人確認情報につき盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当行に直ちに連絡してください。この連絡を受けた場合は、直ちにこのサービスを停止します。なお、連絡前に生じた損害については、当行に過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。また、お客さまがこのサービスの取扱いを再開する場合は、当行所定の手続きをとるものとします。

**5** このサービスの利用について、誤った本人確認情報の入力が入行所定の回数を連続して行われた場合、その時点で当行はこのサービスの利用を停止します。お客さまがこのサービスの取扱いの再開を求める場合は、当行所定の手続きをとるものとします。

### (取引の依頼)

**第 7 条** このサービスによる取引の依頼は、前条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な事項を当行所定の方法で当行に伝達することにより行うものとします。

**2** 証券取引約款第15条の規定にかかわらず、買付または解約の申込書の提出を受けることなく、投資信託の買付または解約を行うものとします。

### (注文依頼の取消・変更)

**第 8 条** 注文依頼を受け付けた後の注文内容の変更はできないものとします。ただし、注文依頼の取消は、当行の注文処理開始前に限りお客さまは端末により所定の方法により取消することが可能です。処理開始後は端末による取消しは行えません。また、次の各号の場合は注文依頼が取消されたものとして取扱います。

- ①買付注文の処理時点で、指定預金口座の残高が買付金額に満たない場合。ただし、1日に複数の注文依頼があり、その総額が指定預金口座の残高を超える場合、そのいずれの処理を行うかは当行の任意とします。
- ②買付注文の処理時点で、指定預金口座、振替決済口座に支払停止の事由（口座の解約、差押など正当な事由による支払停止等）がある場合
- ③定時定額購入サービスにおいて当行が指定した銘柄および金額の条件を満たさない注文の依頼があった場合

### (注文内容の確認)

**第 9 条** 注文処理後、お客さまはこのサービスを利用して電子交付された取引報告書により注文結果を確認するものとします。万一、注文内容に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

**2** 注文処理結果が依頼内容と相違する場合において、お客さまと当行の間で疑義が生じた場合は、当行のコンピュータに記録された内容を正当なものとして取扱うものとします。

### (通信経路における安全対策)

**第 10 条** お客さまは、このサービスの利用に際し、インターネット等の通信経路の特性およびこのサービスで当行が講じる安全対策等について、了承しているものとみなします。

### (このサービスの解約等)

**第 11 条** 証券取引約款第59条で定める事由によるほか、次の各号に該当するときはこのサービスを停止できるものとします。

- ①お客さまが当行所定の方法によりこのサービスの解約を申し出られたとき。
- ②「インターネット投資信託パスワード発行のお知らせ」が不着または受取拒否により返却されたとき。
- ③お客さまがこのサービスを利用されることが不適当と判断したとき。

以上

2022年4月1日 改定